

(仮称) 川崎市川崎市民館・労働会館条例の
制定の方針について

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

1 再編整備の概要

川崎市教育文化会館（以下「教育文化会館」という。）と川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、（仮称）川崎市川崎市民館・労働会館（以下「新施設」という。）を設置することにより、それぞれの館がこれまで行ってきた社会教育振興事業と勤労者福祉事業を継続するとともに、2つの機能が同一建物内に設置されていることのメリットを活かし、幅広い利用者層に対応した事業・サービスを推進していくものです。

【教育文化会館】

- ・昭和42（1967）年竣工
- ・延べ床面積15,137m²

【労働会館】

- ・昭和56（1981）年竣工
- ・延べ床面積9,645m²

労働会館を改修し、同一建物内へ整備

(仮称) 川崎市川崎市民館・労働会館

川崎市民館

労働会館

施設利用やスペースの有効活用のため、類似諸室の相互利用や共用施設を有効活用

内容	制度所管	手法	運営所管
社会教育振興事業	教育委員会事務局	補助執行	川崎区
勤労者福祉事業	経済労働局	—	経済労働局
施設の維持管理等	経済労働局	事務委任	川崎区
	教育委員会事務局		

※日常的な施設の維持管理は川崎区を運営所管として指定管理者が行います。

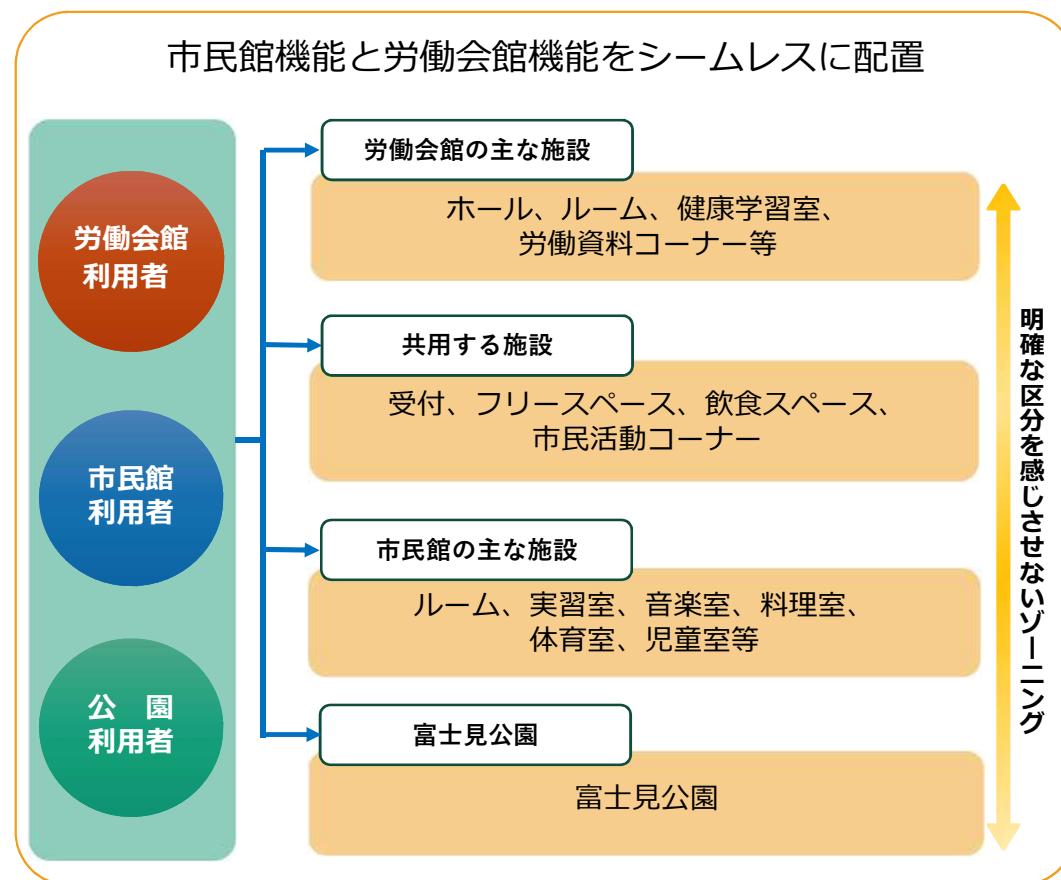
(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

2 これまでの経過

平成30（2018）年3月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を取りまとめ、川崎区の市民館機能を再編整備し、労働会館内に移転することを決定して以降、施設整備と管理運営の両面から検討を進め、令和3（2021）年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、大規模改修により改築と同程度の機能改善が見込まれることなどを踏まえ、大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として実施することや市民館機能と労働会館機能をシームレスに配置することを決定しました。

また、基本計画策定後の令和3（2021）年5月から実施設計を行うとともに、令和4（2022）年8月に「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定し、事業計画、施設利用計画、指定管理者による運営等の基本的な考え方を明確にしました。

【施設構成（基本計画策定時点）】



時期	事項
平成30（2018）年3月	「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」策定
平成31（2019）年3月	「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」策定
令和3（2021）年1月	「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定
令和3（2021）年5月	実施設計着手
令和4（2022）年8月	「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」策定

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

3 改修工事について

改修工事について、諸室の配置計画の確定や機能、仕様等の具体化に向けた詳細設計及び資材高騰の影響等により、当初予算から約20億円増額（総事業費 約69.1億円）した上で、令和5（2023）年3月に「労働会館改修工事」の入札を行いました。予定価格超過により入札不調となり、関連する工事の入札は中止となりました。

入札不調後、建設業者などへのヒアリングから建築コストの高騰、工事内容の捉え方、入札競争性の低下を入札不調の原因として捉え、工事費を約10億円増額（総事業費 約79.1億円）するとともに、仕様、工事発注方法等の見直し等を行った上で、再度入札を行ったところ、次のとおり落札者が決定したことから、令和6（2024）年3月25日に工事請負契約を締結しました。

NO.	工事名	契約の相手方	契約金額
1	労働会館改修工事	前田建設工業（株）	41億4,700万円
2	労働会館改修電気設備工事	丸井・光陽共同企業体	13億1,351万円
3	労働会館改修空気調和設備その他工事	研空・稲水共同企業体	18億1,500万円
4	労働会館改修舞台照明設備工事	（株）光陽電業社	2億2,218万円
5	労働会館改修舞台音響設備工事	辰野電設（株）	2億2,080万円
6	労働会館改修昇降機設備工事	三精テクノロジーズ（株）	2,310万円
契約金額の合計			77億4,159万円

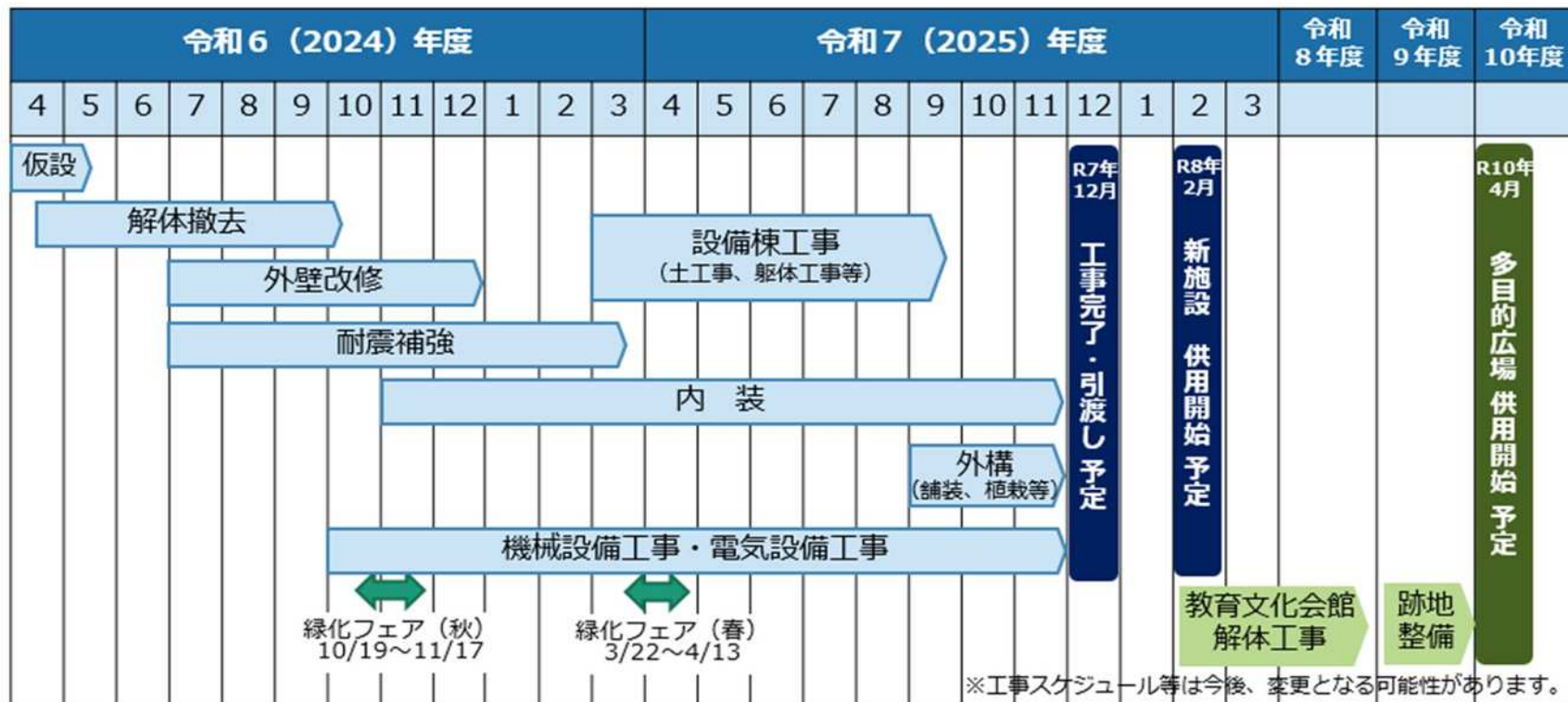
(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

4 工事スケジュールについて

令和6（2024）年4月に工事着手し、1年9か月間（21か月間）の工事の後、令和7（2025）年12月に完成する予定です。

令和6年秋及び令和7年春に、隣接する富士見公園等で開催される全国都市緑化かわさきフェア（以下「緑化フェア」という。）開催期間中については、秋開催時が外壁改修や耐震補強工事等、春開催時は内装や設備棟工事等の期間中となりますが、騒音に配慮した工程とするとともに、来場者の安全性を確保するために設置する仮囲いに緑化を行い、景観を損なうことなく周囲と調和させることで、イベント運営に支障がないよう対応します。

また、教育文化会館は、新施設の供用開始後に解体工事に着手するため、関連事業である富士見公園再編整備における教育文化会館跡地整備は、令和9（2027）年4月に着手し、令和10（2028）年4月に市民が利用できる多目的広場として供用開始する見込みです。



(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

5 条例制定等について

(1) 概要

新施設については、フロアや諸室で教育文化会館と労働会館の機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴があることから、施設の管理区域を明確に区分する個別条例の改正ではなく、施設の設置目的や利用料金等を包含する複合施設条例「(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例」を制定します。

また、条例は経済労働局と教育委員会事務局で共管し、土地、建物、備品等の財産については、経済労働局が単独所管します。

条例の建付け	条例所管	財産所管
複合施設条例 ((仮称) 川崎市川崎市民館・労働会館条例)	共管 (経済労働局・教育委員会事務局)	単独所管 (経済労働局)

(2) 主な内容

ア 名称、利用時間、休館日

新施設については、川崎区の市民館として位置付けることから、名称は「川崎市川崎市民館・労働会館」とし、分館に大師分館及び田島分館を置き、利用時間等は既存施設と同様とする予定です。

名称	利用時間	休館日
川崎市川崎市民館・労働会館	午前9時から 午後9時30分まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
川崎市川崎市民館・労働会館 大師分館、田島分館	午前9時から 午後9時まで	

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

イ 設置目的

市民館条例の「市民の教養の向上を図ること」及び労働会館条例の「労働組合その他諸団体の健全な発達を図り、及び労働者の勤労意欲の向上を図ること」に加え、複合施設の特性を活かし、「利用者の交流を促進すること」を設置目的とする予定です。

ウ 利用区分

令和４年度に実施した教育文化会館、市民館・分館及び労働会館における利用時間の実態調査において、現在の利用区分（午前、午後、夜間）でおおむね８割程度の充足率となっていること、利用団体の入れ替え、忘れ物の確認等に要する区分間の時間（インターバル）が必要であるとの利用者意見が多いことから、ホールやルーム等については、他の市民館や、労働会館と同様に利用区分は、午前、午後、夜間の三区分とする予定です。

新たに整備するスタジオ、オンラインルームについては、他の市民館や、労働会館に同様の諸室がないことから、各室の特徴や他の類似施設での利用区分を踏まえ、時間貸（１時間単位）の区分とする予定です。

諸室	午前	午後	夜間
大ホール、ミニホール	9:00～11:30	12:30～16:30	17:30～21:00
ルーム、料理室など	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
スタジオ、オンラインルーム	時間貸（１時間単位）		

※ 利用区分については、供用開始後に市民意見を聴取し、適宜見直しを検討します。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

エ 利用料金

利用団体によって利用料金を区分せず、一本化した料金体系とします。また、受益者負担の原則により、利用者の適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、他の市民館、教育文化会館及び労働会館の料金体系や市内外の類似施設の利用料金等を参考に設定します。

オープンスペースについては、原則、無料としますが、占有する場合（料理室と一体的に利用する場合等）には有料とする予定です。

また、駐車場についても、適正な受益者負担の考えから有料とし、近隣の施設の状況を踏まえ、利用料金を設定します。なお、駐輪場については、無料とする予定です。

オ 指定管理者

新施設は、複合施設である特性を十分に活かし、施設の一体的な運営や利便性を確保するため、1つの指定管理者が施設全体の管理運営を行います。指定管理の対象範囲は、新施設と大師分館、田島分館とする予定です。

また、利用料金制を導入し、利用料金は指定管理者の収入とする予定です。

(3) 規則、要綱、マニュアル等

「(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例」に基づき、減免措置や施設予約の事前優先申請（利用申込期間より前の利用申請）等を規定した規則、要綱等を制定するとともに、諸室の予約方法や施設内の飲食のルールなどを定めたマニュアルを作成します。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

ア 減免措置（規則、要綱事項）

利用料金については、減免（減額又は免除）できるものとし、その対象については、既存の教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本に検討します。

措置	労働会館の例	教育文化会館の例
免除	市が経済労働施策として主催する事務・事業	川崎市教育委員会が、その事務、事業のために使用するとき。
		地域教育会議がその目的のために使用するとき。
減額	市が経済労働施策以外の目的として主催する事務・事業	川崎市内の学校及び外国人学校がその事務、事業のために使用するとき。
	川崎市内の労働組合の連合団体又は労働福祉団体がその目的のために使用するとき。	川崎市教育委員会に登録した社会教育関係団体、社会教育研究会等が、その目的のために使用するとき。
	川崎市内の単独の労働組合が川崎市と協働して経済労働施策の推進のために使用するとき。	川崎市（市長事務部局等）が、その事務、事業のために使用するとき。

イ 施設予約の事前優先申請（規則、要綱事項）

事前優先申請（利用申込期間よりも前の利用申請）の対象や要件についても、既存の労働会館及び教育文化会館の取扱いを基本に検討します。

ウ 飲食に関する利用ルール（マニュアル事項）

多目的に利用できるルームや交流室については、原則として、懇親会や昼食会など飲食を伴う利用を可能とします。
ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食での利用については、事前に手続きを必要とします。

エ 物販に関する利用ルール（マニュアル事項）

新施設では、売店での販売のほか、イベント時などの短期的な物品販売のルールについても検討します。

6 災害時の対応について

震災や風水害等の危機事象が発生した場合の対応について、利用者、施設職員及び避難者の安全を確保するため、経済労働局、教育委員会事務局、市民文化局、川崎区役所及び指定管理者が、迅速かつ的確に対処できるよう災害対応マニュアルや業務継続計画（BCP）を作成します。

(1) 想定される危機事象

- 地震・津波
- 風水害
- 施設における事件・事故

(2) 災害対応マニュアルの骨子

項目	内容
平常時の対応	情報伝達・連絡体制の整備、避難訓練の実施 等
発災時の対応	危機事象ごとの迅速かつ的確な応急対応、タイムライン 等
災害時の役割分担	各所管課、施設の役割分担、責任の所在 等
災害発生直後の 避難者への対応	避難者の施設への受入れの流れ 等
災害対応終了後	被害確認、修繕、費用対応調整 等

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

(3) 災害、事件・事故等における対応例

ア 災害時（震災）

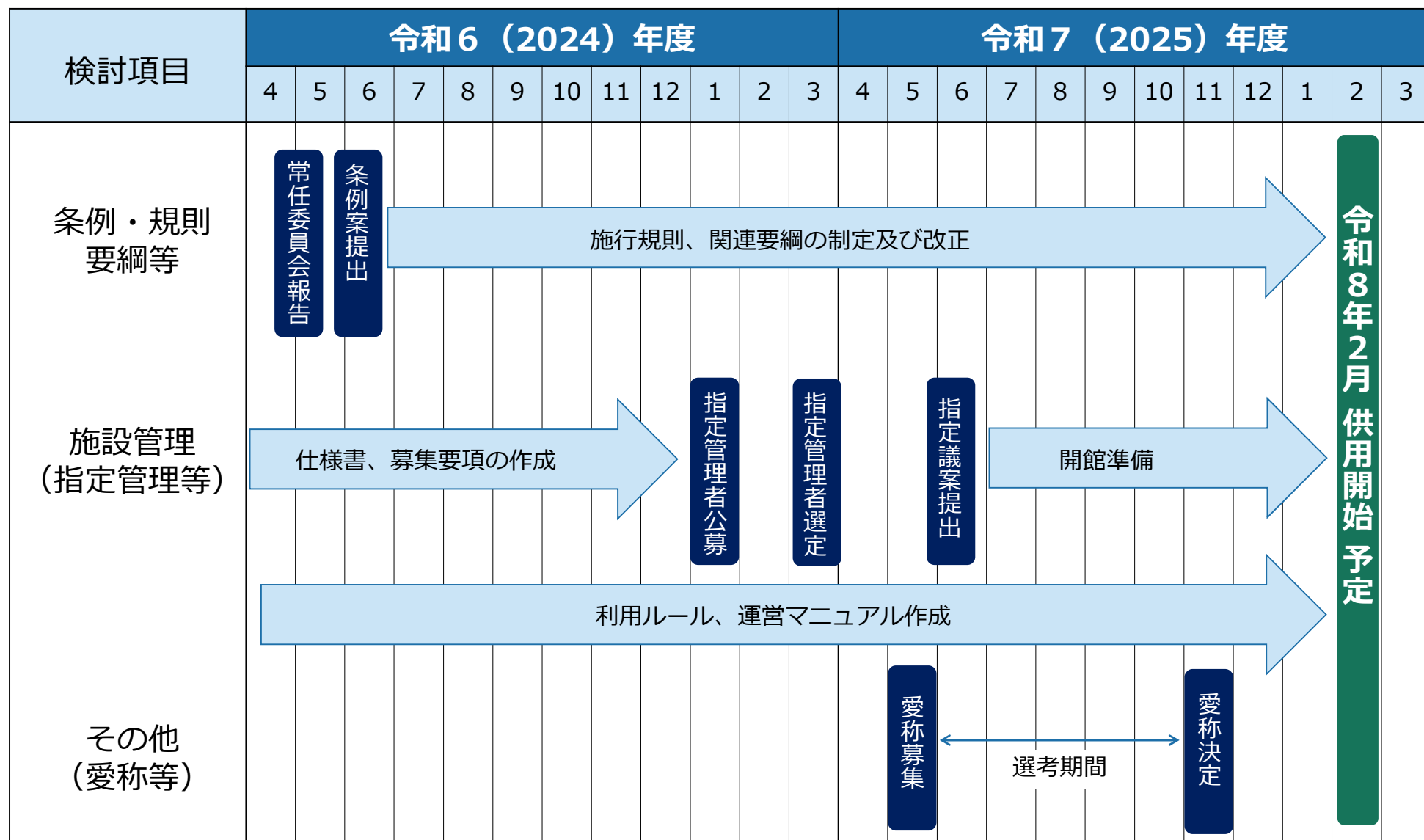
時期	内容
発災直後	指定管理者が施設や利用者の安全確保（応急手当や避難誘導等）を実施
数時間以内	・川崎区は、人的被害や建物の被害状況を把握した上で、指定管理者に指示するとともに、経済労働局、教育委員会事務局等へ情報共有を行う。 ・経済労働局は財産所管として、施設の破損状況などを確認し、教育委員会事務局等は市民館間の連絡調整役として、状況に応じた対応を行う。
24時間以内	帰宅困難者一時滞在施設、避難所補完施設、津波避難施設等に位置付けられていることから、指定管理者は、区本部の要請に応じ、川崎区と連携して、施設の管理運営を行う。

イ 事件・事故時

時期	内容
発生直後	指定管理者が施設や利用者の安全確保（応急手当や避難誘導等）を実施
数時間以内	川崎区は、被害状況を把握した上で、指定管理者に指示するとともに、経済労働局、教育委員会事務局等へ情報共有を行う。
24時間以内	事件・事故が建物、備品等の財産に起因する場合 財産所管の経済労働局を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。
	事件・事故が財産以外に起因する場合 川崎区を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

7 今後のスケジュール



供用開始までに、工事内容、条例・規則事項、利用ルール等の市民説明について適宜適切なタイミングで実施します。

※条例制定後、随時、市議会常任委員会に進捗状況を報告いたします。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館のフロア構成

外観

北側道路から見た外観



富士見公園から見た外観

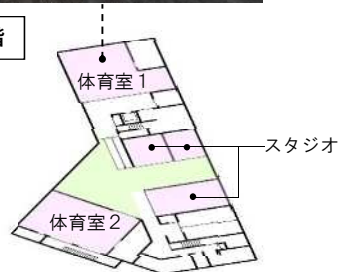


- ホールエリア
- 多目的に利用できる部屋
- 運動・音楽・料理・工作ができる部屋
- オープンスペース

体育室1



地下1階



実習室2とオープンスペース



料理室とオープンスペース



和室1とオープンスペース



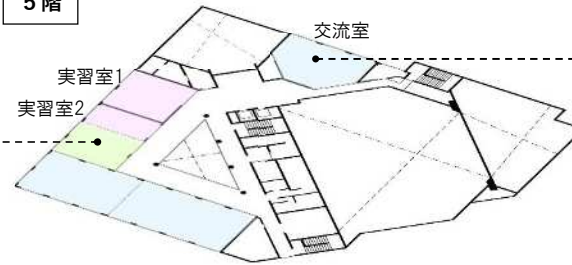
図書コーナー



市民ギャラリー



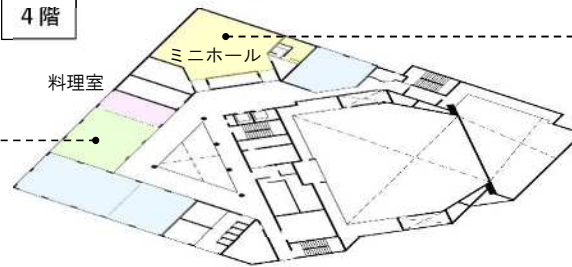
5階



交流室



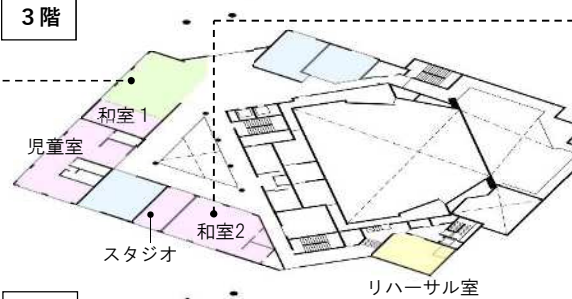
4階



ミニホール（定員150人）



3階

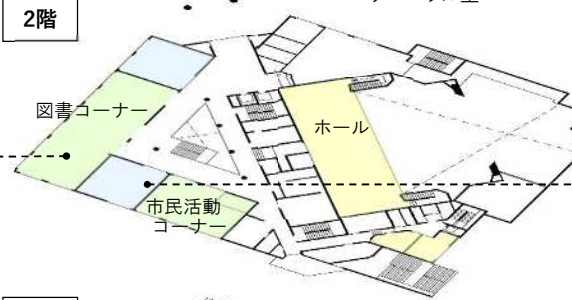


和室2



※和室1、2は茶室として利用可能

2階



ルーム



ホール（定員668人）

客席から舞台を見る



舞台から客席を見る



※客席は可動席のため後方に収容し、平土間として利用可能

1階



※イメージパースは完成予想図のため、変更する場合があります。